

関連法規・計画

区分	名称	要旨	
全国	教育基本法	教育の目標(第二条)、生涯学習の理念(第三条)、教育の機会均等(第四条)、社会教育(第十二条)	
	社会教育法	社会教育の定義(第二条)、国及び地方公共団体の任務(第三条)、図書館及び博物館(第九条)	
	博物館法	定義(第二条)、博物館の事業(第三条)、館長学芸員その他の職員(第四条)、登録(第十条)、公立博物館関係(第十八～二十六条)	
	博物館法施行規則	博物館に相当する施設の指定(第十九～二十四条)	
	文化財保護法	文化財の定義(第二条)、政府及び地方公共団体の任務(第三条)、国民所有者等の心構(第四条)、重要文化財の公開(第四十七条の二)、所有者等以外の者による公開(第五十三条)	
	博物館の設置及び運営上の望ましい基準	資料の収集保管展示等(第五条)、展示方法等(第六条)、調査研究(第七条)、学習機会の提供等(第八条)、利用者に対応したサービスの提供(第十条)、施設及び設備(第十五条)	
	上記のほか文化庁の指針及び基準等	文化財公開施設の計画に関する指針	文化財公開施設計画の留意事項中に文化財公開施設の立地環境、設置と施工、主要な施設等の設計、他の施設と併用する文化財公開施設の設計について言及
		重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程	承認の基準(第三条)
		重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程	事前の届出の免除の基準(第三条)
		有形文化財(美術工芸品)の展示を主体とする美術館または美術工芸品を多く取扱う博物館等の施設配置に関する基準について	施設、職員及び構成、展示品、運営について言及
松本市	出土品の取扱いに関する指針	出土品の保管・管理、活用のほか、国が保有した出土品の貸付等について言及	
	国宝・重要文化財の公開に関する取扱要項	当該文化財の公開に係る回数・期間、移動、方法、環境等について言及	
	松本市博物館条例	事業(第三条)、休館日及び開館時間(第四条)	
	松本市博物館条例施行規則	博物館資料の貸し出し(第四条)、同寄贈(第五条)、同寄託(第六条)	
	松本市博物館協議会規則	職務(第三条)	
	松本市基幹博物館施設構想策定委員会設置要綱	所掌事項(第二条)	
松本市	松本市博物館資料等取得に関する取扱要綱	取得の基準(第二条)、取得する種類(第三条)	
	松本市教育振興基本計画	5 歴史・文化資産の保護と活用 (1) 松本まるごと博物館構想の推進 (2) 博物館事業の推進	

区分	名称	要旨	
公共施設関係	松本市	松本市公共施設等総合管理計画	公共施設等の管理に関する基本的な方針と、生涯学習文化施設の項中に博物館施設についてまとめられている。
		松本市環境基本計画	公共施設への再生可能エネルギーの導入(かけがえのない地球環境に配慮するまち) 基幹博物館整備事業を進める。(緑・水・歴史を育むまち)
		松本市地球温暖化対策実行計画	公共施設の高断熱化や省エネ設備の導入、再生可能エネルギーの積極的な導入
		松本市再生可能エネルギー地産地消推進計画	普及が進んでいない再生可能エネルギーを率先的に公共施設へ導入、普及を促す。
建設予定地関係	松本市	松本市の都市計画	現状では松本市松本城大手門駐車場 周辺は商業地区に指定(建ぺい率80%、容積率400%、前面道路斜線1.5/1、隣地斜線31m+2.5/1)
		松本市景観計画	重点地区のお城地区内に位置 敷地内配置や周辺景観との関係性、形態意匠・色彩、塀等の工作物の形態意匠や夜間景観創出などについて行為制限事項あり
		松本市緑の基本計画	中心市街地エリアに位置 緑陰や休憩場所の設置、まちなかオープンスペースの創出のほか、公共施設の緑化などが施策に位置付けられる
		松本市次世代交通政策実行計画	都市中心拠点(中心市街地)に位置、特に松本駅から松本城までのエリア内で、歩行者優先のエリアとされる。
		松本市歴史的風致維持向上計画	重点区域内に位置 重点区域に関する具体的な計画として、松本市基幹博物館建設事業が位置付けられる
		松本城三の丸地区整備基本方針	土手小路周辺に位置 都市のインフォメーション、松本城下町を学び体験できる文教施設
お城周辺地区第2ブロックまちづくり協定	大名町、土井尻にまたがる位置 共通整備事項のほか、建物高さ、用途、色彩、看板広告物、ファサード(大名町) 建物高さ(18m以下)、外観素材、色彩、緑地(土井尻)		